

油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金

No.18

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

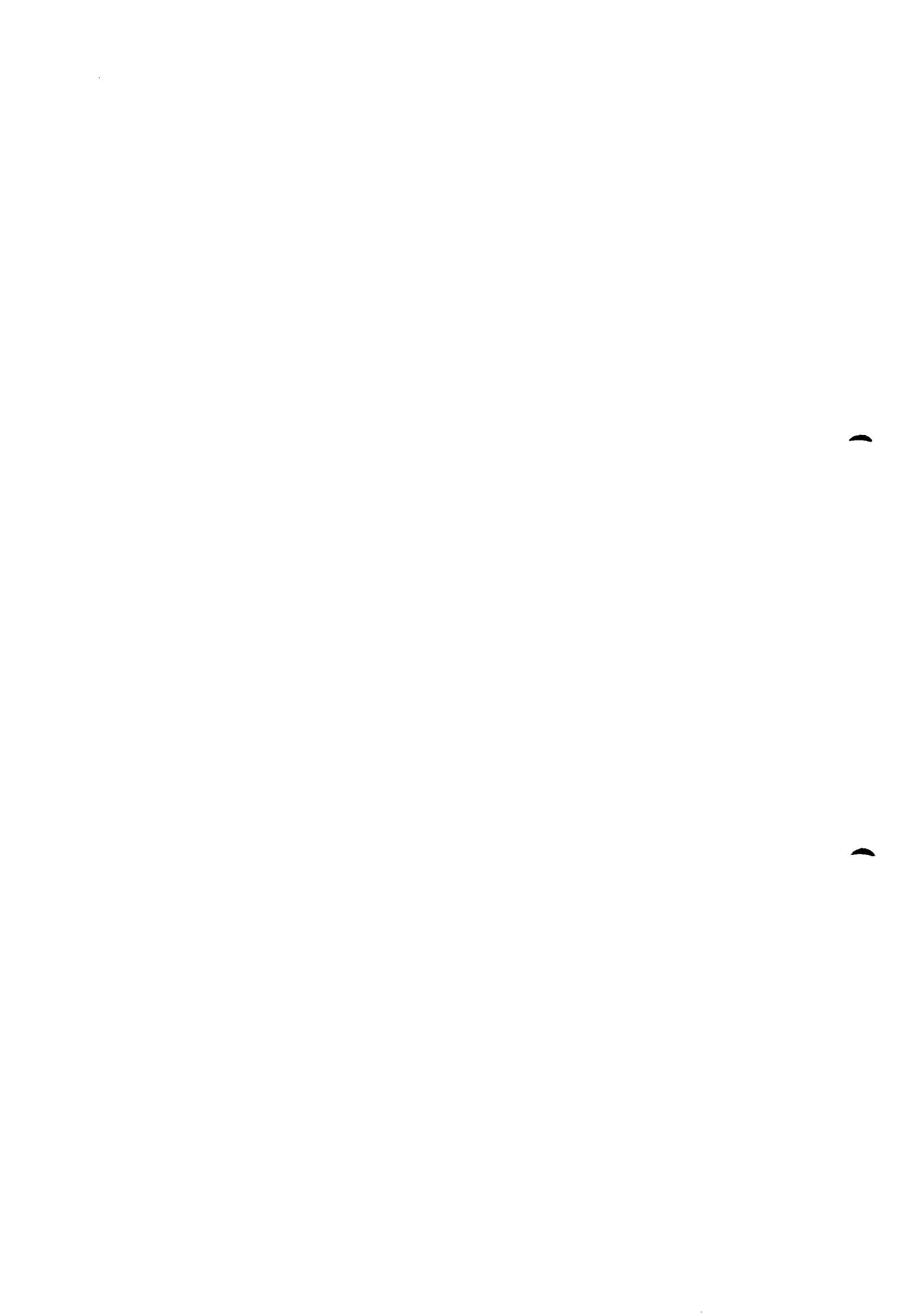
56.11 発行



鹿児島県種子島

もくじ

I	中央審査会の動き	1
II	地方審査会の動き	4
III	(財)漁場油濁被害救済基金、専務理事の移動	5
IV	漁場保全功績団体の紹介	6
V	漁場油濁被害救済申請に当っての漁協の留意事項について	11
VI	漁業公害に係る地方公益法人(地方基金)等の実態調査結果について	13
VII	イギリスにおける油濁の状況	19



I 中央審査会の動き

○ 昭和56年度第3回中央審査会

昭和56年9月25日本年度第3回の中央審査会が開催され、鹿児島県薩南海域等16件の漁場油濁被害額の審査認定が行なわれた。今回上程された案件は漁業被害5件と防除清掃のみのもの11件であった。

漁業被害については鹿児島県薩南海域のモジャコ網漁業、長崎県上五島地区の定置網（改良つば網）漁業、北海道北部日本海域のます延縄漁業、北海道道東地区の拾いコンブおよび北海道えりも地区のサケ稚魚海中飼育施設の被害で鹿児島県薩南海域を除きいずれも地方審査会を開催しその検討を経て上程された。

会議では、次のような問題点について指摘および審議検討された結果別表のとおり認定された。

- (1) 鹿児島県薩南海域については漁網の洗浄作業時間について申請する場合は30分あるいは1時間単位で申請する方が現実的ではないか（この問題は1件の事故だけで判断することは困難な点もあるので今後同様な問題をもっている事故が発生したときの要検討課題とする。）
- (2) 長崎県上五島地区については今回の被害額は改良つば網施設に必要な総額の何割程度になるのか（約2割程度である。）
- (3) 北海道道東地区については
 - ① 拾いコンブの生産量を棹前コンブの生産量から計算しているがどうしてか。
(拾いコンブと棹前コンブの生産量が一緒に集計されて漁協共販実績にあるため、調査しやすい棹前コンブの生産量を聴き取りにより把握し、その差をみるとことにより算出した。)
 - ② 油濁被害の原因がソ連船ではないかという説もあるがその点はどうなっているのか（外務省を通じ、ソ連大使館に再三問い合わせているがまだ返事がきていない。水産庁漁場保全課ともよく相談しながらできるだけ早く被害漁業者への救済金の交付を実施したい意向である。）
- (4) 北海道ではこれまで原因者不明の油濁事故はほとんど申請されていなかったが、今回のように3地区に続けて発生したということは、時々事故が起きていたということか。（原因者不明の油濁事故がなかったということである。ただ油濁被害の救済制度が漁業者によく知られていないことも事実なので、今後、説明指導を行ない周知徹底をはかりたい。）

昭和56年度第3回

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協
鹿児島県薩南海域	56. 4. 25~	船舶	種子島南方海上	西之表市, 坊泊, 鹿島村, 南種子町, 中種子町, 錦江, 東桜島, 東町漁協
長崎県上五島地区	5. 20	"	南松浦郡有川 北魚目漁協地先	北魚目, 有川漁協
北海道北部日本海域	6. 19	"	礼文島西方海域 約52カイリ付近	岩内郡, 泊村漁協
福島県 新宮地区	6. 6	不明	新宮市漁協地先海岸	新宮漁協
鹿児島県種子島地区	6. 6	"	中種子町地先海岸	中種子町漁協
東京都式根島地区	6. 15	"	式根島漁協地先海岸	式根島漁協
鹿児島県種子島地区	6. 23	"	西之表市東海岸一帯	西之表市漁協
鹿児島県下飯島地区	6. 27	"	下甑村青瀬海岸	青瀬漁協
鹿児島県種子島地区	7. 1	"	南種子町地先 海岸一帯	南種子町漁協
北海道 道東地区	7. 1	船舶	浜中町散布漁協 地先海岸	浜中, 散布漁協
鹿児島県根占地区	7. 3	不明	根占町大浜海岸	根占町漁協
北海道えりも町地区	7. 6	船舶	東洋地区海岸一帯	えりも町漁協
高知県南国市地区	7. 10	不明	浜改田, 十市, 赤岡漁協地先海岸	十市, 浜改田 赤岡町漁協
沖縄県与那城地区	7. 20	"	伊計島東海岸一帯	与那城村漁協
東京都 大島地区	7. 23	"	差木地漁協地先海岸	差木地漁協
島根県出雲市地区	8. 6	"	大社漁協地先海岸	大社町漁協
計				漁業被害 5件 防除清掃 14件(3)
56年度累計				漁業被害 5件 防除清掃 22件(3)

中央審査会上程分

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
モジャコ漁業の被害	1,316,649	—	1,316,649	—	
定置網漁業の被害	890,662	222,845	883,558	222,845	重複労務費 △7,104円控除
ます延縄漁業の被害	6,430,800	—	6,430,800	—	
除除清掃	—	129,630	—	129,630	
"	—	3,430,640	—	3,430,640	
"	—	403,710	—	403,710	
"	—	2,129,000	—	2,129,000	
"	—	164,160	—	164,160	
"	—	4,531,510	—	4,531,510	
拾いコンブの被害	12,286,254	3,461,720	12,249,534	3,461,720	重複労務費 △36,720円を控除
防除清掃	—	284,192	—	284,192	
さけ稚魚海中飼育施設の被害	1,452,600	1,171,077	1,452,600	1,171,077	
防除清掃	—	576,372	—	576,372	
"	—	568,305	—	568,305	
"	—	1,981,937	—	1,981,937	
"	—	152,840	—	152,840	
	22,376,965	19,207,938	22,333,141	19,207,938	()内は漁業被害を伴うもので内数である。
	22,376,965	25,602,753	22,333,141	25,602,753	

II 地方審査会の動き

今年春以降北海道で6月、7月にマス延縄、拾いコンブ、サケ稚魚海中飼育生簀に係る被害が相ついで3件発生し、地方審査会が新たに設置された。

また長崎県では5月、7月に小型定置網等に係る油濁被害が2件発生し地方審査会が開催され、被害額の審議検討がなされ、その結果が中央審査会に報告された。

(1) 北海道地方審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和56年8月6日	昭和56年6月6日から19日にかけ北部日本海で操業中のマス延縄船が被油し漁具を廃棄処分した。 また7月1日道東浜中、散布漁協地先に廃油らしき油が漂着、折から最盛期を迎えていた拾いコンブが汚染され、被害を受けた。 また7月6日えりも町漁協地先に油が漂着し敷設中のサケ稚魚海中飼育生簀2基が汚染され廃棄処分を行なった。 これら3件の被害額の検討を行なった。 ① 北部日本海地区：漁具被害 ② 道東地区：休漁被害、防除清掃 ③ えりも町地区：施設被害、防除清掃
第2回 昭和56年8月25日	

(2) 長崎県地方審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和56年9月16日	昭和56年5月20日上五島有川北魚目漁協地先に廃油状の油が漂着、敷設中の小型定置網を汚染し廃棄処分にした。
第2回 昭和56年10月29日	また7月19日対馬峰町西部漁協地先から厳原漁協地先に至る西海岸に廃油が漂流、漂着、いか釣、曳縄漁具、定置網、養殖生簀に被害を与えた。

開催月日	審査内容
	<p>被害区分</p> <p>① 上五島地区：休漁被害，施設被害，防除清掃</p> <p>② 対馬西海岸地区：漁具被害，施設，漁船の洗浄，休漁被害，防除清掃</p>

北海道漁場油濁被害等認定審査会委員名簿

氏名	所属役職名
照井秀夫	北海道指導漁連 専務
松田俊雄	北海道漁連 常務
新妻胤義	北海道漁業共済組合 専務
菊地健三	北海道栽培漁業振興公社 参事
高橋日出彦	北海道水産部参事室 参事
東郷昭男	北海道生活環境部公害対策課長
田沢伸雄	北海道立中央水産試験場増殖部長
遠山敏男	北海道商工会議所連合会 常務
橋本公一	北海道電力KK理事・立地環境部長
後藤脩	出光興産KK北海道製油所副所長

III 専務理事の異動

昭和56年10月13日開催の本年度第3回理事会において専務理事が次のとおり
変更された。

専務理事

(新)

(旧)

岩崎京至 前田 優

事由：前田 優専務理事の辞任に伴う変更

IV 漁場保全功績団体の紹介

昭和 56 年 9 月 29 日、第 1 回 豊かな海づくり大会が皇太子殿下同妃殿下の御臨席を賜り、大分県鶴見町で盛大に挙行された。

その際、栽培漁業に功績のあった 6 団体と漁場保全に功績のあった 2 団体が、それぞれ表彰された、漁場保全功績団体として大会会長賞をうけたのは、兵庫県福良漁業協同組合、農林水産大臣賞は宮城県松島湾漁業振興協議会である。以下では、この漁業保全功績表彰団体の功績を紹介する。

兵庫県福良漁業協同組合

1. 推せん理由

当該団体における漁業形態は、底びき網、一本釣、刺網、はえなわの漁船漁業とハマチ、タイ、ワカメ、ノリの養殖漁業等多種多様にわたっているが、漁業の秩序及び漁場の管理はよく保たれている。

近時、廃棄物等の浮遊・堆積による沿岸漁場の環境悪化は著しいものがあるが、これに対して本団体は自ら廃棄物除去用具を作成し、昭和 44 年以降、漁場保全事業、漁場クリーンアップ試験調査事業（補助事業）以外に、単独で漁場の海底清掃と海浜清掃を毎年各 1 回実施する等、自主的に漁場の保全に努めている。

また、昭和 47 年東部瀬戸内海一円に発生した赤潮による養殖ハマチの大量斃死事故があり、本団体も甚大な被害を蒙ったが、その後この種の事故防止対策として、漁場環境調査用の実験施設を整備し、専任の職員を配して、赤潮プランクトン、水質・底質調査等を実施し、併せて、県水産試験場の指導をも受け、組合員への迅速な通報による効果的な養殖漁場の自主管理が行われるに至った。

なお、赤潮情報交換事業及び漁業公害調査指導事業を実施し、地域の指導的役割を果している。更に、魚類養殖漁場の環境調査に基づいて、ヘドロの浚渫を行い、加えて、餌料の解凍施設を設置し養殖漁場の環境改善を図るための地域養殖生産体制

再編パイロット事業（昭和55～56年度の補助事業、事業費2億円）に、本団体の多大な資金（6,000万円）を投入している。

上述のように、本団体は漁場環境保全への関心度が高く、漁場環境調査等その積極的な活動は、環境保全対策推進の原動力となり、漁業発展のみならず、地域産業の発展に大きく寄与していることは、他の模範とするところである。

2. 功 績 調 書

(1) 団 体 名

福良漁業協同組合

(2) 団体の概要及び活動内容

組合員 411名

信用事業（貯金、貸付金）、購買事業、販売事業、利用事業、加工事業、指導事業（漁場保全事業、漁場造成等繁殖保護事業等）。

(3) 漁場保全に尽力した功績顕著と認められる事項

- ① 昭和44年漁場堆積廃棄物除去用具を作成し、福良湾及びその周辺漁場の改善を行った。
- ② 昭和51年以降補助事業以外に、海底清掃（年1回漁協実施）と海浜清掃（年1回漁協婦人部実施）を実施し、廃棄物の回収・処理による漁場環境の保全を行っている。
- ③ 昭和49年水島流出油事故に際し、流出油の早期回収及び清掃に努め、漁場の回復を早めると共に漁業被害の軽減化を図った。
- ④ 昭和53年以降の魚類養殖漁場環境調査は、魚類の斃死を未然に防止するとともに、南淡路地域の魚類養殖の管理に指導的役割を果している。
- ⑤ 昭和53年以降の南淡路地域漁場環境調査は同地域の漁船漁業の操業に多大の貢献をしている。
- ⑥ 昭和55年水産加工施設（ワカメ）を整備し、その排水の集中処理によって水質の改善を図った。
- ⑦ 昭和55～56年 地域養殖生産体制再編パイロット事業で、ヘドロを浚渫し、餌料解凍処理施設を完備し、水質の改善を図った。

⑧ 漁場環境の保全を行うと共に、単独の放流事業並びに魚礁設置事業等を積極的に実施している。

⑨ 上記事業の外に、漁場環境調査用の実験施設を整備し、環境調査の専門職員を配して漁場環境の維持保全に優れた実績をあげている

松島湾浅海漁業振興協議会

1. 推薦理由

松島湾は、本県浅海養殖場として最も重要な漁場であり、生産額も現在では県全体の50%を占めている。

しかしながら昭和34～5年ころには同漁場は長年にわたる行使によって老化がみられ、さらに都市並びに工場排水等により水質、底質の悪化が進み、漁場の生産力は低下の一途をたどっていた。したがって本湾を生産の場としている関係漁業協同組合は一致団結し漁場の再開発並びに環境の保全に対し積極的に取り組み漁業者自からできるものは率先して実行に移し、抜本的な対策については関係市町県及び国に対し強力に要請し各種の事業実施が実現された。

その結果本湾の漁場生産力は向上し、かつ漁場環境の保全が確立され今日の隆昌を見るに至った。

2. 功績調書

(1) 団体名

松島湾浅海漁業振興協議会（会長、塩釜市第一漁業協同組合長 鈴木正良）

(2) 団体の概要及び活動内容

イ 団体の構成……………16漁業協同組合

鳴瀬町	漁業協同組合	組合長	千葉君雄
宮戸	"	"	門馬吉勝
宮戸西部	"	"	桜井恒吉
松島町	"	"	大山守一

塩釜市浦戸西部	"	"	内 海 紀美夫
塩釜市浦戸	"	"	鈴木重雄
塩釜市	"	"	柴原博
塩釜市第一	"	"	鈴木正良
要 峰	"	"	佐藤悦雄
東宮浜	"	"	瀬戸徳治
代ヶ崎浜	"	"	相沢勇五郎
吉田浜	"	"	鈴木伝左衛門
花淵浜	"	"	遠藤喜久男
菖蒲田浜	"	"	和泉勇五郎
松ヶ浜湊浜	"	"	大町輝
仙台市	"	"	鈴木忠一

□ 活動内容

- ・養殖場（のり養殖）防護のためのオイルフェンスの展張
- ・漁場（海底、海浜）清掃の実施
- ・害敵駆除の実施
- ・漁期後の養殖施設（のり支柱竹）一斉撤去
- ・湾内作濬事業の推進及び協力
- ・水産加工排水等水質改善の推進

（3）漁場保全に尽力した功績顕著と認められる事項

イ 養殖場（のり養殖）防護のためのオイルフェンスの展張

松島湾漁場は宮城県のり生産の89%を占める好漁場であるが湾西部には漁港商港として名高い塩釜港が隣接しており；そこから排出される汚排水がのり養殖に悪影響を及ぼす等絶えずトラブルがあったがこれが解決策の一環として内湾の関係組合が昭和38年からオイルフェンスを設置し現在では総延長2,000mに及び都市の発展と浅海漁業の両立が図られている。

ロ 漁場（海底、海浜）清掃の実施

当地区は、日本三景の一つとして全国的に有名な観光地であり、その中でのりかきを中心とした浅海漁業が盛んに行われている観光と漁業の両立地域である。

したがって漁場は観光客等の投棄による廃棄物によって底質の悪化を来たしている現状に鑑み傘下の組合が昭和48年から52年の5カ年間に総面積9,533,000m²の清掃を実施した。また、昭和55年度においては宮城県が行う同水域の漁場クリーントップ事業に1,600人(480隻)にのぼる組合員の積極的な参加により280トンの廃棄物の除去、回収、処理等を行い漁場環境保全に努めた。

ハ 害敵駆除の実施

昭和51年に湾内水域に異常発生した「ヒトド」について害敵駆除による漁場保全対策の一環として3カ年にわたって傘下組合員総員による駆除作業を実施し、浅海漁場の維持保全に努めた。またその後も漁業者の害敵駆除と漁場保全の意識の高揚に努めている。

年度	実施組合数	従事人数	従事漁船数	駆除数量
51	44	5,301	2,677	102.5
52	45	2,3506	1,4325	380.3
53	31	2,2421	1,6555	241.2
計	120	51,228	33,557	724.0

ニ 漁期後の養殖施設(のり支柱竹)一斉撤去

松島湾ののり養殖はその歴史も古く養殖方法も固定式によるもののが多かった。

したがって漁期が終了しても支柱竹はそのまま放置されることが当然のように行われていたが残存支柱竹が漁場環境の悪化につながるため湾内各単協毎に春の清掃日を設け一斉撤去の義務付けを励行し漁場の環境保全に努めた。

ホ 湾内作濬事業実施の推進及び協力

松島湾漁場は長年にわたるのり、かきを中心とした漁場行使によって老化現象がみられているがさらに湾内周辺には漁業及び観光の関連産業が立地し、これから排出される汚废水等によって漁場の水質、底質が極めて悪化している。

このため関係組合が一致して作濬等による松島湾再開発について国及び県に強力に要請し、昭和38年に蔵ヶ浦水道造成事業、45年からは松島湾浅海開発事業、49年には松島湾東部作濬事業と松島湾大規模漁場保全事業の実施を

みた。

また事業実施に当たって工事の円滑な推進に協力するとともに工事完成後には漁場行使の再編を行い湾内漁場の効率的利用に努めた。その結果海水交流の促進により強内湾性の漁場環境が改善され漁場生産力の大幅な向上が図られた。

へ 水産加工排水等水質改善の推進

塩釜は全国有数の漁港として早くから水産加工業が発達し、従前は水産加工場が市内各所に点在してその加工排水が湾内の水質汚染の最も大きな要因となっていた。

とくに昭和37年から養殖かきの大量へい死等が発生するに及び湾内浅海養殖関係組合が一丸となって水産加工排水の改善を要求し、昭和42年によりやく塩釜市の水産加工団地建設計画を具体化させ、43年から全国に先駆て水産加工排水の集中処理を実現させ水質汚濁による漁場汚染の消滅をみるに至った。

この画期的な事業は松島湾のみならず他地区に対する波及的効果も極めて大きく、その原動力となった関係組合の功績は誠に大なるものがある。

V 漁場油濁被害救済申請に当つての漁協の留意事項について

当基金の行う原因者不明の漁場油濁による漁業被害の救済金及び防除・清掃事業に用した費用の申請に当たり申請者（漁協）が留意すべき事項として、今般、とくに防除・清掃事業等労務費の伴う件について下記のとおり取計らうこととしましたので十分ご承知のうえ、その実施に当たりいやしくも業務方法書第10条の不正利得に係る事案等が生じたりすることのないように御留意いただきたい。

記

1. 油濁事故が発生した時は、直ちに海上保安部署、県庁水産担当課、市町村役場、県漁連等へ通報し、これら公共機関のいずれかにより油濁の現場の確認をうけるようにすること。
2. 油漂着後何等なすこともなく長時間油を放置すれば、油の再流出等により漁業生産へ悪影響を及ぼすことが多分に考えられるので、作業は油濁発生後可及的速やか

油濁基金だより

に着手すること。

3. 作業開始に当たっては、組合は県庁水産担当者、市町村役場職員、県漁連職員いずれかの立会を求めるることとし、当該立会者とともに出面簿と作業従事者との照合を確実に行うこと。
4. 申請に当たり添付することとなっている作業従事者名簿は下表の様式により作成すること。

また、組合に保存する作業者個人への支給金の領収証は、本表右端の「備考」の欄を「受領印」と訂正し、その欄に捺印させればよいこととする。なお、支給金の配分が終了し、当基金あて配分報告書を提出する際には受領印を押した本表の写しを添付すること。

№	氏名	男女の別	作業実施日別						合計金額	備考
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
			h	h	h			h	h	h
	合計									

(注) 作業従事者のうち、組合常勤役職員は、支弁の対象にならないので含めないこと。

5. 申請書(防除・清掃関係)に添付する明細表中の油濁現場図は、国土地理院発行の5万分の1図など出来るだけ精密なものを使用し、かつ、図中に油濁現場毎の作業経過(作業日時、距離、男女別人数)を明記すること。
6. 現場写真は、清掃の着手前、作業中、完了後に分け、作業の経過が十分わかるようなものを作成すること。

VI 漁業公害に係る地方公益法人(地方基金) 等の実態調査結果について

(水産庁研究部漁場保全課)

1 調査の実施について

(1) 趣 旨

近年、多発する水質汚濁等による漁業公害に関連して企業等から支払われた補償金、見舞金等及び企業立地等に伴って拠出された協力金等を基本財産又は事業費の財源として、漁業公害対策、漁業振興対策等の推進を主たる事業目的とした地方公益法人（地方基金）等（以下「基金」という。）がいくつかの地域において設立又は設置されている。

これらの基金は、公害等による被害漁業者の救済、漁場環境の保全、沿岸漁業の振興等の面で一定の役割を果しており、このため、都道府県、市町村及び漁業団体としても計画的な出えんを行っているところが多くある。

水産庁としては、今後とも、沿岸漁業振興の基盤として、各地域における漁業の特性に合ったより効果的な漁業公害対策の推進上、これらの基金の果すべき役割が極めて重要であると考えている。このため 今回、各地域の基金の実態を調査し、その現状のはざを行うことにより、今後の対策推進の基礎資料とするものである。

(2) 調査 内 容

- ① 調査対象は、ア都道府県知事所管（農林水産省関係）の地方公益法人であつて水産業に関する地方公益法人、若しくは、イ地方公共団体の条例等により特別会計として設けられ運営されている地方基金、であつて次のいずれかにあてはまるものとした。
 - (ア) 事業内容として、漁業公害対策又は漁場環境保全対策等が含まれているもの。
 - (イ) 企業等からの拠出が行われている場合、それが漁業公害の発生に係る補償金あるいは見舞金及び企業立地等に伴う協力金等であったもの。
 - (ウ) 租税特別措置法第66条の12第1項第3号及び同法施行令第39条の21第2項第1号並びに第3項適用を受けるもの（受けようとするものも含む）
- ② 調査方法は、各都道府県に照会し、回答を求めた。

2. 調査結果の概要

(1) 基金の設立（設置）状況

56年3月現在、設立又は設置されている基金の数は、23県、28基金となっており、内訳は表-1のとおりである。

表-1 基金の設立（設置）状況

	都道府県単位のもの	地域単位のもの	件
財団法人	21	6	27
特別会計（条例）	1	—	1
計	22	6	28

これを、設立（設置）年次別によると、表-2のとおりであり、51年以降が過半を占めている。

表-2 基金の設立（設置）年次別内訳

	財団法人	特別会計	計
～45年	1	—	1
46～50年	9	1	10
51～55年	17	—	17
計	27	1	28

また。当該基金の設立（設置）の契機となった主たる事由について見ると、大要表-3のとおりである。

表-3 基金の設立（設置）事由別内訳

主たる事由	基金の数
① 漁業公害の発生によるもの（補償金、見舞金等の有効利用）	8
② 企業立地等に伴うもの（協力金等の有効利用）	2
③ 漁業振興策推進のため、都道府県及び漁業団体の要請によるもの	12
④ その他の事由	6
計	28

（注）設立（設置）の事由は必ずしも明確でないものもあり、又、いくつかの事由があるものもあるが「主たる事由」と考えられるもので判断し、区分した。

(2) 基本財産（基金）造成の状況

各基金の基本財産（基金）造成の状況は、設立（設置）時の状況、事業目的等によって異っているが、参考表にみる通りである。

表-4 基金の事業区分別内訳

事業内容		規 模 基金の数	1億円未満	1億円～ 5億円未満	5億円～ 10億円未満	10億円 以上	計
漁業対策	被害漁業者の救済 融資助成（利子補給保証等） 被害防止資材の備蓄	3 0 0	4 0 1	3 2 0	3 0 0	1 0 0	13 2 1
漁場環境対策	海浜清掃・障害物除去 漁場環境調査 啓もう普及、広報	1 0 1	5 3 6	4 5 7	1 3 2	1 1 16	11 11 16
漁業振興策	種苗放流助成（栽培漁業） 漁業資源調査 経営安定（共済掛金助成等） 漁業者研修（後継者育成）	1 0 0 0	7 3 7 6	8 3 6 6	0 0 2 1	1 6 6 15	16 6 15 13
漁業操業安全対策	被害漁業者の救済 広報普及	2 1	5 5	5 3	2 2	14 11	14 11

又事業費の規模を昭和54年度決算からみると表-5のとおりとなっている。

表-5 基金の事業費の規模別内訳

規 模 基金の数	1 億円未満	1 億円～ 5 億円未満	5 億円～ 10 億円未満	10 億円 以上	計
10,000千円未満	3	2	0	0	5
10,000千円～20,000千円未満	0	3	2	0	5
20,000千円～30,000千円未満	0	2	2	0	4
30,000千円～40,000千円未満	0	0	3	1	4
40,000千円～50,000千円未満	0	1	0	0	1
50,000千円～60,000千円未満	0	1	0	1	2
60,000千円～70,000千円未満	0	0	0	0	0
70,000千円～80,000千円未満	0	1	0	1	2
80,000千円	0	0	0	0	0
不 明	2	(1)	1(1)	0	3(2)

(注) ① 「管理運営費」、「余剰金」、「基本財産繰入れ金」を除いた事業費の支出額にある。

② 不明欄の()書は、昭和55年4月1日以降設立基金の数で外数である。

(3) 基本財産（基金）の運用状況

各基金の基本財産（基金）の運用状況を見ると、その規模によって運用収入が異なっているが、総収入に占める割合を昭和54年度決算からみると表-6のとおりとなっている。

表-6 基本財産（基金）運用収入と総収入に占める割合

割 合	規 模 基 金 の 数	1 億円 未 満	1 億円～ 5 億円未満	5 億円～ 10 億円未満	10 億円 以 上	計
		5	11	9	3	
～ 25%未満	1	3	0	0	0	4
25%～ 50%未満	0	1	1	1	1	3
50%～ 75%未満	2	5	3	0	1	10
75%～100%未満	0	0	2	2	2	4
100%	0	1	1	0	0	2
不 明	2	(1)	1(1)	0	0	3(2)

(注) ① 「基本財産受入れ収入」を除く。

② 不明欄の()書は、昭和55年4月1日以降設立基金の数で外数である。

なお、基本財産（基金）運用収入以外の収入としては、「都道府県からの補助金」、「他団体からの寄附金、助成金、負担金、給付金等」、「借入金」及び「前年度よりの繰越金」などがある。

(4) 事業の実施状況

① 各基金の事業の実施状況については、各々の設立目的に基づいて事業内容が定められ、運用されているところであるが、大まかな事業区分別にみると、表-4の通りになっている。

油濁基金だより

(参考) 各基金の基本財産(基金)造成実績(55.3.31現在, たゞし55.4.1以降
設立団体は設立時)

都道府県	名 称	設立年月日	合 計	内 訳				
				都道府県	市町村	漁業団体	企 業	その他の
北海道	財 担振東部日高海域漁業操業安全基金協会	51. 10. 28	500,000					500,000
青 森								
岩 手	財 岩手県水産振興基金	53. 4. 1	440,266	170,000	26,970	243,296		
宮 城								
秋 田								
山 形								
福 島	財 福島県漁業振興基金	55. 4. 19	101,000	100,000		1,000		
茨 城	財 茨城県水産振興事業団	44. 8. 28	130,000	5,000		10,000		115,000
栃 木								
群 馬								
埼 玉								
千 葉	財 千葉県漁業環境整備基金	49. 2. 1	1,000,000	300,000		230,600	474,400	△100,000 5,000
東 京								
神奈川	財 相模湾水産振興事業団	47. 3. 25	602,000	600,000				2,000
	財 神奈川県漁業操業安全協会	49. 6. 29	75,250			1,000		74,250
新潟								
富 山								
石 川	財 石川県漁業振興会	52. 7. 19	280,000	140,000		127,000		13,000
福 井	財 福井県漁業振興事業団	55. 7. 22	793,250			2,000	791,250	
山 梨								
長 野								
岐 阜								
静 岡	財 静岡県漁業振興公害対策基金	53. 12. 22	799,086	400,000		399,086		
愛 知	財 愛知県水産振興基金	54. 3. 30	630,050	370,000	60,000	50		200,000
三 重	財 三重県水産振興事業団	53. 9. 28	322,371	100,000	28,047	88,249	106,075	
	財 三重県漁業操業安全協会	48. 12. 27	143,000	10,000		550		132,450

油濁基金だより

(単位:千円)

都道府県	名称	設立年月日	合計	内訳				
				都道府県	市町村	漁業団体	企業	その他
滋賀								
京都	助京都府水産振興事業団	54. 10. 20	145,000	70,000	5,000	70,000		
大阪								
兵庫	助兵庫県水産公害対策基金	49. 3. 25	1,542,902	300,000	100,003	302,000	840,899	
奈良								
和歌山								
鳥取								
島根								
岡山	助倉敷水産協会	54. 1. 26	500,000				500,000	
	助岡山県漁業操業安全協会	49. 5. 18	530,000	300,000		500		229,500
広島	助広島県漁業振興基金	52. 12. 5	201,851			26,000	175,851	
山口	助山口県漁業被害救済基金	51. 3. 26	70,000	16,400	6,700	1,340	45,560	
徳島	助徳島県水産振興公害対策基金	51. 12. 27	700,000	278,000	72,000	350,000		
	助牟岐漁村振興基金	53. 3. 31	75,000			75,000		
香川	助香川県水産振興基金	49. 1. 12	652,000	366,000	100,000	100,000		86,000
	助香川県漁業操業安全協会	49. 2. 22	360,000					360,000
愛媛	助愛媛県漁業操業安全協会	49. 1. 14	245,000	60,000		70,000		115,000
高知								
福岡								
佐賀	助伊万里湾漁業被害救済基金	53. 5. 31	20,730	4,500	7,000	1,330	7,900	
長崎	助伊万里湾漁業被害救済基金	53. 7. 15	16,270	4,500	3,000	1,670	7,100	
熊本								
大分	大分県公害被害救済基金(特別会計)	49. 4. 1	(335,800)	(54,000)	(54,000)		(227,800)	
宮崎								
鹿児島								
沖縄	助沖縄県漁業振興基金	53. 11. 15	2,062,000	60,000		2,000		2,000,000

VII イギリスに於ける油濁の状況

石油による海洋汚染は、世界各国で問題となっている。ここでは、イギリス本土における石油海洋汚染の状況を紹介したい。

資料は「ADVISORY COMMITTEE ON OIL POLLUTION OF THE SEA」で発行した「ANNUAL REPORT 1978」のうち「SURVEY OF OIL POLLUTION AROUND THE COASTS OF THE UNITED KINGDOM AND IRELAND-1978」の一部である。

1 調査方法等の概略

海洋石油汚染諮問委員会は、1965年（昭和40年）以来イギリス沿岸周辺の石油汚染調査を実施してきた。1978年（昭和53年）には、厖大な資料をもつてゐる地方当局と協議して、調査の見通しの計画を行つた。海岸や沿海の石油汚染に対する斗いの各種の手段は費用のかかるものである。

今後、汚染の清掃・除去のために準備すべき諸手段、方法等は地方当局や公共団体が益々必要としているところである。この故に、この改正された調査の第一の目的を石油汚染のひどさと範囲、被害とその他の影響、清掃除去や他のとるべき手段に関するより多くの情報の必要性に置いた。

当諮問委員会が非常に世話になっている自然保護管理協議会の協力を得て、改正調査の調査票を準備して地方当局や調査に参加したその他の団体に配布した。

またこの段階で、法律政策小委員会のメンバーや、英國港湾協会、自然保護管理協議会から有益な教示を載いた。また、質問事項を明確にするため、質問事項の解釈上のメモや言葉の問題も準備・調整し、地方当局の協議会からの要請も受けた。これらのコピーは1979年（昭和54年）1月に調査票と共に配布した。

つまり、この調査を実施するに当って、調査事項の説明等を記述した「調査の手引き書」といったものを調査票とともに配布したわけである。

調査票の内容が複雑にも拘らず、回収率は78パーセントと高く、当該地域の石油汚染に関する詳細な報告となっている。とくに、沿岸警備隊や港湾当局から

の回収は多大であった。しかし、アイルランドは1979年の当初から始まった郵便争議のため非常に遅れ、本報告の印刷中でも調査継続中である。しかし、アイルランド諸機関の1つは、例えば、西海岸のある港湾管理者か、協力船舶の船長を通じてロンドンに完成した調査票を送付したように、情報を当諮問委員会に送るよう多大の努力をしている。したがって、この報告書には回収した調査票を基礎にしてアイルランドの簡単な調査を含めており、将来、報告あり次第、訂正するつもりである。

調査集計・解説の方法は従来とほぼ同様である。集計にあたって同一事故の重複計算はない。つまり、同一地域又は隣接地域からの報告や同じか又は1~2日しか離れてない事故報告は、相互に関連させて单一の事故として計上した。

巨大事故は、時間的にも空間的にも石油汚染範囲は広大になるが、1事故として計算した。例えば、エルニV号、クリストス・バイタス号、リティオパ号の事故がそうである。ある機関が年間を通じての長期的な汚染を報告した場合、たとえ、石油が12ヶ月間の長きにわたって残っていたとしても1事故として計算した。

2. 結 果 概 要

1978年(昭和53年)は、4つの大事故があった。エルニV号、クリストス・バイタス号、リティオパ号、エッソ・バニシア号の石油流出事故である。また、1979年の当初にバントリ湾でのペテルギュース号の爆発事由があった。さらに、ブルターニュ半島では、未だかつてない最大の石油流出となったアモコ・カディズ号の座礁事故があった。かくて、1978年は、従前のいかなる年よりも海上に流出した石油の量が大きかった年であった。このことは、海洋石油汚染が年々増大していると報告しているニューヨークのタンカー諮問センターと意見が一致している。

1978年の調査で、初めて、地方当局による油濁清掃費用を測定した。総額は、この一年で百万ポンド(約4.6億円 昭和53年1ポンド=463円)に近い。

これは、地方当局からだけの報告を集計したものであって、中央政府や企業の支出にかかる数字は含まれていないことと考えると本来の総経費はこれに数倍することとは明らかである。

石油流出の約 50 パーセントは原因者不明である。しかし、この比率は、港外になるとさらに高くなる。この原因者不明油濁の清掃費負担は、地方当局の財政に厳しい負担となっている。

イギリスの東海岸全域にわたって、石油汚染は増大していた。汚染の報告は、ほとんど 2 倍になっただけでなく、おびただしい重油流出となったエルニ V 号とローズライン号の衝突の余波に直面したサフォークとノーホーク周辺の地方当局の報告もある。イングランドの南東地区及び南海岸では、汚染は減少していると思われる。また、同様の傾向をデボン州とユーンワル州から報告されている。しかし、クリスト・スパイタス号からの石油流出は、北部デボン州海岸に押し寄せ、広大な範囲となり、清掃の努力と費用は厖大であった。また、多くはこの事故のためであろうが、プリストル海狭とサウスウェルズ州の汚染は 1977 年（昭和 52 年）を通じて著しく増大した。ノースウェルズ州沿岸では、リティオバ号の石油流出によりアングルシャイ島沖が著しく汚染され、多大の清掃努力が行われた。これら清掃の大部分は、シェル社によって費用が払われた。その報告によると、50 万ポンド（約 2.3 億円）かかったといわれる。西スコットランド州からの汚染報告の数は減少しており、東スコットランド州からは増大している。この調査のため新らしく 2 つの地域、すなわちオークニイ島、シェットランド島及び北海沖合水域では 32 の油濁事故があった。もっともひどい事故が 12 月末に起った。それは、サルモン・ボウ（シェットランド諸島）の海上ターミナル周辺海岸であつて、エッソ・ベルニシア号からの燃油 1,100 トンの流出事故である。

3. 調査結果の分析

この調査結果は、10 の表にまとめられており、表側は州名、表頭は調査項目となっている。この結果説明は、州毎に詳細に行われているが、州毎に解説しても読者にはなじみがないので、以下では全国一本の数字を示し、日本との差異を明らかにすることに重点を置くことにする。

油濁基金だより

(1) 報告者

調査者は、既述のようく海洋石油汚染諮問委員会であり、これに協力、参加した団体及び機関は下記の通りである。

英國港湾協会、英國動物愛護協会、海洋漁業委員会、海岸警備隊、州議会、町村議会、ロンドン市局、スコットランド州当局、スコットランド河川净化委員会。

以上であって、動物愛護協会等、民間団体も参加しているなど、関係団体、諸機関に調査協力を依頼している。

(2) 油濁発生場所

英國周辺海上・海岸における油濁発生件数は総計 507 件であり、うち 477 件は突発事故であり、30 件は恒常的なものである。油濁発生場所のうち港内といふのに恒常的事故というのが多いので、これは絶えず油でよごれているということであろう。

とまれ、507 件の発生場所の内訳は下記の通りである。

海上： 149 件	海岸： 135 件	不明： 6 件
港湾： 171 件	河口： 76 件	その他： 24 件

別図にみるとおり、地域的には、テムズ川河口、つまりロンドン港一帯、ブリストル港、エジンバラ港周辺に多発している。つまり工業地帯であって船舶の航行が多いところである。

(3) 流出の範囲及び量

流出の範囲は 1 マイル（約 1600 メートル）以上が 115 件、1 マイル未満が 163 件であり、不明が 22 件である。流出した量は、下記の通りである。

微少流出（10 ガロン以下）	70 件
小流出（11～100 ガロン）	121 件
中流出（101 ガロン～1 トン）	49 件
大流出（1～50 トン）	30 件
重流出（50～250 トン）	2 件
巨大流出（250 トン以上）	10 件

不 明 225件

(1ガロン4,546リットル, 1トン1,000キロリットル)

(4) 流出した油の種類・流出の状態

流出油のうち性質の判明したもの265件、不明なもの242件である。

内訳は下記の通りであるが、内訳の合計は539件となり、重複しているものがある。おそらく1つの流出事故のうち、2種類の油があり、それを別個に計上したのかも知れない。

原 油	： 66件	チョコレートムース	： 11件	類似品	： 1件
ヴィスコース	： 55件	燃 油	： 175件	不 明	： 125件
風化油	： 31件	そ の 他	： 75件		

(5) 流 出 源

流出源の不明なものが240件と総件数の約半数を占めている。日本の場合は昭和54年度(会計年度)、総件数1,257件のうち流出源不明は464件36.9パーセントである。

日本の場合は、海上保安庁の調査であり、イギリスの場合は、各種団体の報告をとりまとめたものであるから、この数字をもって直接に両国の比較はできないが、ともにいわゆる原因者不明の流出事故が多いことが特徴である。

流出源判明の事故は下記の通りである。

タ ン カ ー	： 88件	そ の 他 船 舶	： 82件
陸上ターミナル	： 31件	シ ー バ ー ス	： 18件
工 場	： 15件	パイプライ ン	： 14件
排 出 管	： 12件	海 隊	： 2件
そ の 他	： 10件		

(6) 被 害 の 状 況

被害の状況は下記の通りである。

被 害 な し	： 371件	不 明	： 48件
---------	--------	-----	-------

油濁基金だより

海鳥に影響：60件	快適さ：32件
海草に影響：15件	漁業被害：8件
貝・水産動物：7件	調査中：16件

この状況と日本の場合と比べて特徴的なのは、海鳥への被害が多いが、海草、貝類、水産動物や漁業への被害が少いことである。おそらく、沿岸漁業の盛んな日本のような場合であつたら漁業被害となるべきものが相当数に上ったと思われる。

(7) 清掃状況

石油で汚染された海上・海岸の清掃は各種の方法で行われており、以下の通りである。

① 自然浄化作用にまつ	207件
② 手作業または機械による除去・集積	92件
③ 物理的・化学的妨除 (オイルフェンスの利用や自然による集塊作用にまつ)	14件
④ 石油の除去(柄杓等ですくう)	22件
⑤ 水で洗い流す	59件
⑥ 分散済等の使用	164件
⑦ 沈下作用をまつ	3件
⑧ 燃焼する。	4件
⑨ その他の方法	7件
⑩ 不明	51件

これによると、自然放置が最も多いのは大部分が海上で産業や観光等に影響がないことによるが、しかしながらのものが海岸に打寄せられているようである。

日本の場合は、沿岸漁業が発達しているので海岸に打寄せられたものはもち論、海上に浮遊しているものもよほど沖合でない限り除去しているのが一般である。

(8) 後処理の状況

① 放置	217件
------	------

② 海岸の現状回復	17件
③ 漁具・漁船の現状回復	6件
④ 海鳥の付着洗滌	20件
⑤ 補償金支払い	5件
⑥ 油膜の除去	113件
⑦ サンプル採取	90件
⑧ 原因者への抗議・警告	74件
⑨ 原因船舶、建造物の検査	101件
⑩ 不明	48件

この数字は重複している。たとえば油まみれの海鳥を洗滌したが、同時に油膜の除去も行ったというような場合である。

ここで、よく分らない点は、原因者への抗議・警告を行っていながら、補償を得たのがわずか5件ということである。つまり個人財産への被害が少いということなのであるか、原因者に負担能力がないということなのか、あるいは、いわゆる公共財産への被害は公共団体の責任で自ら清掃・処理を行っているのか、この辺がよく分らないのである。

(9) 訴訟

1978年（昭和53年）に訴訟になったものは37件であるが、うち結論の出たのが29件であって、係争中が8件である。

この29件の罰金の総額は31,738ポンド（14,695千円）である。

(10) 清掃費用等

清掃・除去に使われた労働時間は、36,878時間である。費用は下記の通りである。

清掃費	559,724	ポンド （約2.6億円）	その他	36,972	ポンド （約1,711万8千円）
復旧費	215	"（約10万円）	間接費	52,714	"（約2,440万7千円）
資材費	22,889	"（約1,059万8千円）			

別図 石油汚染分布図

— 1978 —

汚染地域

- ★ 河口、海上
- 海岸 1 マイル以下
- " " 以上
- ドック、港湾、航路

